

第 11 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 2 年 1 月 8 日 (水) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 46 分
2. 会 場 黒潮町役場大方庁舎 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (10 人)
2 番 野坂賢思、 3 番 藤田清子、 4 番 藤原 忍、 6 番 山中譲
7 番 金子孝子、 8 番 伊芸精一、 9 番松本昌子、 10 番 敷地智也、
11 番 酒井幸男、 12 番 福留康弘、 14 番 吉尾好市
【推進委員】 (5 人)
1 番 大石正幸、 2 番 弘瀬正彦、 3 番 平野幸敏、
5 番 小橋誠一、 6 番 尾崎澄夫、
(事務局：事務局長 宮地 丈夫、書記 宮地 洋)
4. 欠席委員 **【農業委員】** (3 人) 1 番 小谷健児、 5 番 濱口佳史、 13 番 ハジィフ泉
【推進委員】 (2 人) 4 番 宮川建作、 7 番 福井正一

5. 議事日程

- (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
- (2) 各議案の審議

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (1 件)

議案第 2 号 非農地証明について (2 件)

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

- (3) その他の討議・報告事項について

○その他

事務局 今年最初の定例会を行いたいと思います。

まずは、新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。令和元年度も残り3カ月となりましたけれども、よろしくお願ひします。

それでは、会長から一言お願ひします。

議長 新年穏やかな年明けでございましたが、今年も穏やかな災害のない年になりますよう。また、皆さま方におかれましても今年が幸多き年になりますよう、ご祈念を申し上げたいと思います。

また、昨年中はいろいろと、何かと農業委員会活動にご尽力いただきましてありがとうございます。今年もまた、昨年に引き続きましてご協力のほどよろしくお願ひをいたします。

また、委員の皆さんには、食育活動で年末からまた年明けと、食育活動の方も大変とは思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは早速始めたいと思いますが、今日は欠席者が、小谷さんは、ちょっとハウスが傷んだということで急きょ欠席ということです。それから、濱口さんとハジイフ泉さんが、ちょっと連絡が取れないということです。宮川健作君と福井正一さんが欠席ということでございますが、会の方は成立をしておりますので始めたいと思います。

それで今日の議事録署名人ですが、伊芸精一さんと松本昌子さんに、よろしくお願ひします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条許可申請について1件出ております。

事務局の方で説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の資料1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条の許可申請が今回1件出ております。

譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地、黒潮町浮鞭字北馬詰493番1、田449㎡。同じく、字北馬詰493番1、田449㎡。同じく、字北馬詰495番1、田455㎡。同じく、字北馬詰496番1、田376㎡。

続きまして、同じく、字東ヤモヲチ537番2、畑254㎡。続きまして、同じく、字ヤモウチ山3633番2、畑1,325㎡。

理由としましては、所有権の移転・売買で、許可あり次第、所有権の移転ということになっております。

資料の方は2ページ以降をご覧ください。

隣の2ページにいきますと、航空写真での位置図となっております。今回の5筆

ございますが、全て大方誠心園のふもとの一体となっております。

まず、①から③の3筆が、国道56号線沿いにあります。現在かしま工業さんの資材置き場とくろしお鉄道との間の3筆となっております。

残り2筆に関しましては、国道56号線から大方誠心園へ上がる途中の、新しく住宅ができた所の隣接地となっております。

続きまして、3ページに住宅地図で場所を示させていただいております。

4ページに関しましては、ふもとの国道56号線付近の3筆の詳細図となっております。かしま工業の資材置き場ならびに酒井自動車さんの裏側辺りの3筆。

そして5ページが、誠心園へ上っていく途中の、現在は家が建っている所の隣接地となっております。航空写真はもう10年前のものになりますので、住宅の方はこの写真ではございませんが、現在は家が数軒建っております。

6ページが公図、7ページが先ほどのふもとの3筆の状況写真。8ページが、国道から誠心園へ上がっていく所の2筆の状況写真となっております。

最後になります。9ページご覧ください。

調査書を説明させていただきます。

まず、譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。

第2項第1号、全部効率利用としましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるの見込まれます。

農作業の従事者としましては、ご本人さんと父となっております。

所有機械に関しましては、耕運機1台、軽トラック1台となっております。

続きまして、第2項第2号の農業生産法人以外の法人としましては、譲受人は個人であり、適用はありません。

第2項第3号の信託に関しましては、信託ではないのでこちらも適用はいたしません。

第2項第4号の農作業常時従事としまして、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきましては農作業に従事すると見込まれるということで、年間、黒潮町の下限面積の年間150日の農作業従事日数と下限を割っておりませんので、こちらも該当はいたしません。

続きまして、第2項第5号の下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えるということで、今回の取得分を含めて3,487㎡、34.87aということで、こちらも下限面積を割り込むことはございません。

第2項第6号の転貸の禁止に関しましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当はいたしません。

最後に、第2項第7号の地域調和としまして、所有権移転後は、季節露地野菜および果樹等の栽培を予定するため、周辺農地への影響はないと考えます。

また、こちらの農用地区域に関しましては区域外となっております。
利用権の設定に関しましては、全ての筆において利用権の設定はありません。
事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方からの説明が終わりましたが、担当委員さんの方で何かあれば。

〇〇委員 説明いたします。①②③で③番の方は、ここへ建物が建っています。

現状ですが、①②は果樹園等、季節野菜も植わっているような状態であります。

そして、④⑤の方はちょっと、場所によっては耕作していない。それで、去年はこの④の方は耕作していましたが、現状ちょっと荒らしており、別段地域には迷惑も掛けてないし、大丈夫だと思っております。

議 長 今、〇〇委員の方からの補足説明がありましたが、特に問題はないということでございますが。この件につきまして何か質疑・質問等ある方、挙手をお願いします。

〇〇委員 この1ページの④、⑤のところの面積を見ると④が254と⑤が1,325で、だいぶ⑤番の方が6倍ぐらい広い。そして、今度航空写真、5ページのところを見ると、④番の方がだいぶ広くて、⑤番の方はだいぶ小さいので、これはどうしてですか。

事務局 こちらは、航空写真で落として、あくまでこれもフリーハンドでやっております、できるだけ現況には近い形にはしていますが、元々の公図の面積なんかはやはり昔の実測の面積と誤差がある場合が多々あります。

公図が基本的に正しいかといえ、現在の測量で測ったら逆転するということがあります。そのあたりは、今後ともこういった案件のときにはご了承願いたいと思っております。

議 長 〇〇君、いいですかね。

〇〇委員 はい、この⑤番の囲みが少ないということはないのですか。あまりにも違う。

事務局から言われたように、実質のあれとは差はあるというのは、分かっていますけど、⑤番のこの範囲が違うか。それか、あまりにも④番が広過ぎているのか。

事務局 その現況の写真を撮るその方向が、今回その④と⑤で見ていただいて、手前から撮っているの、どうしても④番の方が広く感じる形になると思います。実際、⑤番の方は、公図的には登記上は面積がだいぶ広く、このワンカットでどうしても収めているので、実際この⑤土地が、現在のこのちょっと古くなっているハウスのま

だ沖側にだいぶ土地が細長くあり、ある程度は面積が。この点線ではちょっとまだ囲い切れてない奥側のハウスの奥に消えている部分があり、実際はちょっと見た感じが、手前が広く感じて、奥側の方がちょっと狭く感じるかなという部分は否めない部分はあります。ただ、どうしてもワンカットの写真で収めるとこういった形になるので。ほかの方向から写真が撮りやすく、分かるような状況であれば、もう少し土地が落としやすいのかなとは思いますが。なかなかちょっと自分の事務局としてもその都度その資料を作る上で見やすいような写真は撮りたいのですが、なかなかその高さや、開けた所だったらきれいに分かりやすい写真が撮れると思いますが、どうしても入り組んだ所とか構造物があると、その構造物の裏に隠れたりとかしてしまいますので、なかなかピンとこない分もあるかもしれませんが、現況としては大体この土地の辺りだということで把握させていただきたいなと思います。

〇〇委員 それに補足して、④番、⑤番は、昔、この〇〇〇〇さんが購入するまでは、山というか、縫製工場の上で切り立った山を〇〇〇〇さんが全部切り開いて、また石を積みながら、現状この平地になったので、その山のときにこの平米が、ちょっと違っていただけではと思います。

議 長 山の場合は、のり面がありますよね。

議 長 登記上は、この面積で良いですか。

事務局 はい。過去に自分もその役場へ入った当時は、農業と林業も兼ねて、山の当時の測定の精度が、今の現在の測量で測った場合に 1 へクとか平気で変わるぐらいの精度が山なんかは特にあり、ふもとの方になれば、もう少し精度が、昔の測量でも、まあ場所にもよりますが、それぐらい、やっぱり昔の測定の精度が低過ぎたという部分も、ちょっと頭の中に持っておいていただけたらと思います。

議 長 〇〇君、いいですかね。
ほかに何か質問・質疑ありませんかね。

〇〇委員 3,000 m²になっていますが、それは黒潮町の下限面積ですか。そして、今回のこの方、〇〇〇〇さん、2,859 m²。今僕がちょっと計算して、合計で2,859 m²。この9ページの調査書は、3,487 m²で、3,000 m²を超えているわけで、628 m²は自分が今まで所有しているか、何かその契約して耕作しているか、どちらかだと思います。
以前地区の人に、農地がちょっと欲しいということをおかれて、それで、本人さんは、農地は持っていたけどこの人みたいに現在農地を何m²も持っていないくて、今

度譲り受けしたい面積も含めて、3,000 m²に届かないという場合は、下限面積 3,000 m²だから、結局購入するとか譲り受けするという事は、もう最初からできないということですよ。

議長 基本的には、その部分を含めても 3,000 m²を超える事と。3,000 m²が下限面積ということに、黒潮町の方はなっています。

特例として、空き家対策とかという場合には、空き家とセットでやっています。

基本的にその 3,000 m²が、黒潮町の下限面積ということになっているから取得分も含めて 3,000 m²ないと農地は持てないということです。

〇〇委員 僕が問われたのは、兄弟の分を購入したいということで、今、いくらかは持っていて、3,000 m²を超えないというか、黒潮町は 3,000 になっているから多分購入できないのではないかと返事をして、参考にしたかったので聞きました。

事務局 事務局からも、先ほど会長がおっしゃられたように、その取得分。買われるとかいう取得分もそうですけど、どうしても足りない場合とかでしたらそのほかの方向としては、当初のその利用権の設定とか借りる場合だったら、そこも 3 反超えれば大丈夫ですよという所もありますので、なかなかそこが、全てがクリアできる方、どうしてもクリアができない方が、いることは確かにあります。要は、買うか、もう借りるかのどちらかで、3 反以上ということです。

〇〇委員 はい、分かりました。

議長 ほかに、何かありませんか。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

議案第 1 号、第 3 条許可申請につきまして承認されます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

議案第 1 号につきましては承認をされました。

議案第 2 号、非農地証明願について 1 件出ております。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをご覧ください。議案第 2 号、非農地証明願が 1 件出てきております。届出人につきましては、〇〇〇〇さん。

願出地としましては、黒潮町田野浦字東ミサザイ 2158 番、畑 132 m²。同じく、字東ミサザイ 2159 番 1、畑 118 m²。

理由としましては、もう 20 年ほど前から耕作しておらず、現在は原野となっているということになっています。

追加で説明させていただきますと、先月の定例会でご出席された方は会の後に、今回この案件の説明はさせてもらっておりますが、欠席された方が何名かおりますので再度同じような説明をさせていただきます。

実はこの案件ですが、昨年 8 月、9 月ぐらいに、第 4 条の転用許可申請で出てきておりました。現在お住まいの所から、津波の関係の浸水区域に今の生活の場所が建っているということで、自分の持っている高台の畑に家を建てたいということで転用の許可を出しておりました。

転用の許可に関しましては、黒潮町の農業委員会としましては、意見書を通常の県の方に転用の許可の申請に意見書を付けて出しておりましたが、どうしても県の担当課の方の現在の判断、考え方というのが、現在ここには 1 軒家が建っております。同じような説明になりますけれども、10 ページの航空写真、11 ページの住宅地図がありまして、12 ページを見ていただくと一番分かりやすいと思います。

今回、その転用に元々出していた所の隣に 1 軒家が建っていて、もう 15 年ぐらい前にこちらは転用許可で県が許可をして、正規の許可を得て建ちました。

現在の県の担当の所管の方の考え方としては、この道路の左上の方に国営の本田団地がありまして、それと一体的な農地として判断して、この真ん中を通っている県道では分断の条件にはならないということで転用の許可できないというそういう農地区分の判断をするということになりました。

結局、行政書士さんと県とも直接話し合っ、ちょっと時間はたちましたが、県の方からの意見としては、黒潮町の農業委員会さんの方で、現況見ていただきましたら 14 ページが現況になりますけれども、その今回の非農地証明の場所をもう非農地として判断していただけたら、それで県の方は転用ということでは許可ができない。非農地証明の判断で、いけないかということで行政書士さんにご相談をいただいた後で、行政書士さんの方からそういう報告を先月の定例会の直前に受けました。先月の定例会が終わった後にどういったことでしょうかということによって皆さんにお諮りして、非農地証明でいたし方ないという意見をいただいたので、今回正式な非農地証明の申請が出てきております。

場所等は、もう前回の第 4 条の許可申請等とほぼ、全く同じ所です。転用の許可申請が非農地証明。機能していない農地として黒潮町農業委員会に書類が出てきておりますということです。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありました。

もし、皆さんがよければ非農地として許可していただきたいと、私の方からは思

っております。

〇〇委員 これでは、別段いいと思います。

議長 4条のときも許可をうちとしてはいただいておりますので、特段周りにも特に問題なく、同意もいただいているということでございます。この隣にも家も建っていますので、自分としてはいいのではないかとこのように思っております。何かないですか。

(意見等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この非農地証明願につきまして、議案第2号ですが承認されます方、挙手をお願いいたします。

挙手全員でございます。

非農地証明願につきましても承認をされました。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局 議案第3号に関しましては別冊になりますので、お手元にご準備をお願いいたします。それでは議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定につきまして説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。順番にいきます。

1-57(大方-56)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間としましては、両筆とも令和2年1月10日から令和5年1月9日までの3年間の利用権の設定となっております。

設定をする土地に関しましては、まず1件目が、浮鞭字南馬場252番、現況は田、面積は251㎡。

2件目は、浮鞭字社4021番、現況としましては田、こちらは農用地区域に入っております。面積は412㎡。

内容としまして、作物は水稲を行う予定となっております。

利用権の種類につきましては〇〇〇〇での利用権の設定となっております。

1-58(大方1-57)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間としましては、令和2年1月1日から令和11年の12月31日までの10年間となっております。

土地に関しましては、出口字カタキカ谷786番、現況は畑の農用地区域となっております。面積としましては1,703㎡。

利用権の種類に関しましては〇〇〇〇で果樹を予定しております。

1-59 (大方 1-58)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間は、令和 2 年 2 月 1 日から令和 32 年 1 月 31 日までの 30 年間となっております。

利用権の設定する土地に関しましては、入野字平成 7166 番、現況は畑としまして、農用地区域内となっております。面積は 131 m²。

入野字平成 7167 番、現況は畑、農用地区域内であり、面積は 1,379 m²となっております。

両筆とも〇〇〇〇での利用権の設定で、〇〇〇〇の、作物はセンリョウとなっております。

1-60 (大方 1-59)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇。

設定期間としましては、令和 2 年 2 月 1 日から令和 32 年 1 月 31 日までの 30 年間となっております。

利用権の設定する土地としましては、入野字平成 7220-2 番、畑です。農用地区域内の 5,609 m²。

こちらは利用権の種類も〇〇〇〇で、内容はキュウリとなっております。

1-61 (大方 1-60)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇となっております。

設定期間につきましては、令和 2 年 1 月 10 日から令和 12 年 1 月 9 日までの 10 年間で、土地に関しましては、浮鞭字社 4089 番、現況は田の農用地区域内となっております。面積は 1,619 m²。

利用権の種類に関しましては〇〇〇〇となっております。

内容につきましては水稻となっております。

こちらに関しましては、個人の方から〇〇〇〇との利用権設定後、〇〇〇〇さんと利用権の設定をすることとなっております。

事務局からの説明は以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。この件につきまして何か意見・質疑がありましたらお願いします。

〇〇委員 1-61 の〇〇〇〇さん。これは誰が借るようになるのですか。

事務局 この 1-61 に関しましては、〇〇〇〇さんの所は、今回〇〇〇〇と利用権設定後、〇〇〇〇と書いています。

議 長 〇〇〇〇っていうところはどこですか。

事務局 この〇〇〇〇というその法人が先月12月にできたばかりで、こちらが〇〇〇〇さんが自分の奥さんと単独で法人を立ち上げて、今後ハウスを建ててキュウリをやるということで、新たな法人をつくりました。

場所は具体的に言うと、先月ですか形状変更で出てきて段差のある自分の土地を、平成団地のもう一番大きい道路を奥の方へずっと行ったら今度突き当たりで、右行くと加持、田村の方に抜ける所のちょうど突き当たったところの大きな4差路の上に、よう壁を立ち上げてきれいにレベルにして、これから国の方の補助をもらってやっとそのハウスが建つめどができたということです。当然法人化の方もして、これから事務所も構えてやるということです。

議長 水耕でやるのですか。

〇〇委員 〇〇〇〇の方や〇〇〇〇でもやっていますよ。

事務局 黒潮町では今回、初めて水耕でキュウリをやるということです。

議長 別途立ち上げてやるのですか。

〇〇委員 ほとんど土耕に近いような低い位置やないとできないよ。

事務局 すいません、恐らく会長がおっしゃっているのが1-59だと思います。〇〇〇〇〇さんから〇〇〇〇〇さんへの貸し付けの分の利用権の設定だと思います。実はこれ、営農型の太陽光の転用で、先々月11月の協議会で諮ったあの案件の土地です。

実際、これから県の転用いくまでに、12月に書類のちょっと遅れ等あったので、先月の暮れに高知で自分の方はまた説明に行ってきました。その説明行くまでに、県の方も当然利用権の設定とかされているかどうか全部、転用の許可なんかの関連の書類で出さないといけなくなるので再度確認していたら、〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんが口頭で、昔からお父さんのときからやっていたのでちゃんとした書面が取り交わしていなくて、利用権の設定を再度やり直しというか今回設定をするということで、その場所の2筆分が今回利用権の設定で出してきていただいております。

もう一つの、自分の個人の〇〇〇〇〇さんの土地と、今度〇〇〇〇〇さんの所の利用権の設定はきちんとできていましたが、残念ながら〇〇〇〇〇さんとの利用権設定の書面の取り交わしをどうもできていなかったために今回新たに、書面で利用権の設定を交わしたということです。

議 長 この利用権の設定につきまして何か、ほかにないですか。

(意見等なし)

なければ承認をもらいたいと思います。いいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、この利用権の設定につきまして承認されます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

議案第3号につきましても承認をされました。

その他の討議・報告事項につきまして、事務局の方からお願いします。

事務局 今回、その他で農業委員会の法令順守の申し合わせ決議についてということで、ちょっと議題というか討議の中に1点入れさせてもらっております。

こちらに関しましては、実は去年の10月に、まず、奈良県のとある町の農業委員会の会長さんがちょっと不祥事を起こしまして、農地法の違反によって逮捕されるということがありました。

また、引き続き連動するように、今度は大分県の某市の農業委員会の会長さんがわいろを頂いて、収賄ということの疑いで逮捕されるということがちょっと2件立て続けにあったところで、これはいかななものかということでちょっと全国の農業会議の方が都道府県の、高知県なら高知県の農業会議の方を通じて、高知県内の全ての市町村の農業委員会に農業委員としての立場をきちんとわきまえてくださいということで申し合わせを必ず、12月、1月の定例会で皆さんに決議といたしましょうか、不祥事がないように気を引き締めてくださいということを毎年必ず1回はやってくださいという通知が来ました。こちらは議事録に残しておいてくださいということの通知まで来ています。

農業委員会としましては、もう県の農業会議さんから申し合わせ決議のその文面をそのまま利用させてもらっております。皆さんのお手元に1枚の、A4でワンペーパーであると思います。

内容としましては、住民からも疑われることもなく、農業委員として一特別地方公務員としての立場をわきまえていただいて、節度ある行動をしていただければと事務局は思っております。決して法に触れられて逮捕されるようなことはないとは思っておりますが、再度皆さん気を引き締めていただいて、この令和2年の本日の定例会で農業委員会の申し合わせをしたという決議のいったん決済をいただきたいということで、ちょっと今回入れさせております。

議 長 今、事務局の方より説明がありましたが。全国で、2人の会長が逮捕されるという事例がありまして、各都道府県でも農業委員には法令順守をしっかり守ってい

ただきたいです。

この間の東京の会長の大会でも、そういう話が出ておりました。そして、もし法に触れるようなことのないように皆さんしっかりと気持ちを引き締めて、普段から農業委員会活動をしていただきたいと思います。

もし分からないようなことがある場合は、また事務局の方に質問なりしていただきたいと思います。

よろしいですか。

(異議なしの声あり)

ということで、ぜひ守っていただきたいと思います。

もし、事務局の方としてはないということですが、皆さんの方で何かその他についてあれば。

(意見等なし)

議案が終わりましたので、記録を止めたいと思います。

(午後 2 時 46 分終了)